

16世紀後半におけるトレード教会
—スペイン近世国制史の観点から—

*La iglesia de Toledo bajo la Monarquía Hispánica en la
segunda mitad del siglo XVI*

内村 俊太
Shunta UCHIMURA

Resumen

En este ensayo se presentan las informaciones básicas sobre las instituciones religiosa y temporal de la iglesia de Toledo en la segunda mitad del siglo XVI. Como una de las sedes episcopales de la Iglesia católica, la iglesia toledana tuvo la jurisdicción directa de su propia diócesis y la gobernó a través de instituciones como el cabildo o el consejo arzobispal. Sin embargo, en el siglo XVI las iglesias españolas ya no eran organizaciones independientes puesto que la monarquía las controlaba gracias al Patronato Real otorgado por la Santa Sede en 1523. Al igual que en el caso de Toledo, el rey podía nominar el candidato a la sede vacante en las coronas de Castilla y de Aragón y utilizaba su beneficio eclesiástico como una de sus bases financieras. Pero, en el nivel de administración cotidiana, la iglesia toledana mantuvo su autonomía como una de las corporaciones privilegiadas que compusieron la sociedad moderna.

Por otra parte, el arzobispo de Toledo fue perdiendo gradualmente su señorío temporal, que había sido el más grande de los señoríos medievales en Castilla. Desde 1574, cuando el papa le dio a Felipe II el permiso para incorporar los señoríos episcopales al realengo y vender sus jurisdicciones seculares, la monarquía lo hizo muchas veces en las villas y aldeas del arzobispado toledano. A consecuencia de este

fenómeno, el arzobispo perdió su poder señorial en algunas zonas de Castilla la Nueva, como la villa de Talamanca y sus aldeas o las aldeas de Alcalá de Henares. Aunque Talavera de la Reina y sus aldeas, que eran el señorío arzobispal más grande, mantuvieron su posición, en la mayoría de su señorío la iglesia toledana perdió la jurisdicción temporal debido a la intervención real con la aprobación papal.

Por lo tanto, podemos concluir los siguientes matices sobre la relación entre la iglesia toledana y la monarquía española. Dentro de la tendencia general del estado moderno (tanto protestante como católico) hacia la adquisición gradual de una mayor potestad para controlar la iglesia en su territorio, la monarquía española también estableció esta potestad en detrimento de la iglesia toledana, sobre todo en los aspectos con la aprobación clara por la Curia Romana, aunque esta iglesia, que todavía era una corporación poderosa, pudo mantener cierta autonomía.

はじめに

カトリック両王からハプスブルク朝にかけてのスペイン君主国 (Monarquía Hispánica) は、教皇から認められた「カトリック王 (el Católico)」の称号を誇る王権の下、多様な国制をもつイベリア諸国をカトリック信仰によって統合しようとした。スペイン王権は、ユダヤ教徒とイスラーム教徒の追放・改宗によって臣民をカトリック信徒として統一し、異端審問所などをつうじてカトリック的社会規範の浸透を試みた。その一方で、教会を守護して真摯に信仰を实践する王が民と信仰を共有する「カトリック君主国 (Monarquía Católica)」という理念が宮廷芸術、儀礼や祭典、歴史編纂などをつうじて宣布された¹。

その一方で16世紀は、カトリック教会から分離したプロテスタント諸国だけでなく、カトリック圏も含めてヨーロッパ各地の王権が国家教会

1 立石博高「[スペイン王国]の成立とコンベルソ問題に関する覚書」『Cuadrante』1号、1999年、142-154頁。同「スペイン帝国と帝都マドリッド」立石博高編『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂、2018年、197-249頁。内村俊太「16世紀スペインにおける王権の歴史意識」『西洋史学』240号、2011年、302-318頁。同「カトリック君主国の都市祭典」『スペイン・ラテンアメリカ美術史研究』18号、2017年、15-26頁。

化を進めた時代でもある。カトリック圏についてはフランス王権がポローニャ協約（1516 年）によって教皇から司教推挙権を獲得したことが有名だが、後述するようにスペイン王権も 1523 年に国王教会保護権 (Patronato Real) を確立し、国内教会への統制を強めた。カトリック君主国とも呼ばれたスペイン君主国を国制史の観点から考察していくためには、在地の小教区にまで至る巨大組織をもつカトリック教会が王権の統治構造のなかにどのように位置づけられたかを具体的に明らかにすることが必要になるだろう。

そのための基礎的な作業の一環として、本稿では 16 世紀後半におけるトレード教会を国制史の観点から概観することを試みる。まず、フェリーペ 2 世の治世にあたる 16 世紀後半をとりあげる意味を明確にしよう。カトリック教会では、教区としての司教区 (diócesis) または大司教区 (archidiócesis) が最も重要な枠組みである。また多くの場合、大司教区といくつかの司教区で構成される教会管区 (provincia eclesiástica) を大司教が監督する。教区 (司教区または大司教区) や教会管区の編成は領域や人口の変動に応じて変化しうが (司教座の新設や、司教座の管区間での移管など)、近世における枠組みがほぼ確定したのがフェリーペ 2 世期であった²。16 世紀末時点で、カスティーリャ王国では 5 管区 (トレード、サンティアゴ・デ・コンポステーラ、セビーリャ、グラナダ、ブルゴス) に 33 教区が属し、さらに教皇に直属するために教会管区には属さない司教座も 2 つ (レオン、オビエド) あった。アラゴン連合王国では 3 管区 (サラゴース、タラゴーナ、バレンシア) に 20 教区が属した。さらにアメリカとフィリピンでも 1595 年までに 5 管区 (メヒコ、サント・ドミンゴ、リマ、サンタ・フェ・デ・ボゴタ、マニラ) に 28 教区が新設され、植民地でも教会制度が整った。16 世紀後半のスペイン王権は、これらの 80 名

2 Mansilla, Demetrio, “Geografía eclesiástica”, Q. Aldea Vaquero (dir.), *Diccionario de historia eclesiástica de España*, t. II, Madrid; Instituto Enrique Flórez y Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 1972, pp. 983-1015; Idem, “Panorama histórico-geográfico de la Iglesia española en los siglos XV y XVI”, Ricardo García-Villoslada (dir.), *Historia de la Iglesia en España*, III-1, Madrid; La Editorial Católica, 1979, pp. 3-23; García y García, Antonio, “Organización territorial de la Iglesia”, Pedro Burgos (dir.), *Historia de la Iglesia en Hispanoamérica y Filipinas (siglos XV-XIX)*, vol. 1, Madrid; Biblioteca de Autores Cristianos, 1992, pp. 139-154; Rodríguez, Isidro, “Filipinas; la organización de la Iglesia”, Burgos (dir.), *op. cit.*, vol. 2, pp. 703-720.

を超える司教・大司教の推挙をつうじて、カトリック圏で最も広い範囲での影響力を得たといえよう。

また本稿では、このようなスペイン君主国の諸教会のなかで、トレード教会をとりあげる（便宜上「トレード教会」とは、トレード大司教とそれを補佐する諸機関が直接的な管轄権を行使する、教区としてのトレード大司教区と、所領としてのトレード大司教領の総体を表すこととする）。同大司教は、トレードが西ゴート王国の都であったことから「スペイン首席大司教 *primado de España*」として高い権威を認められ、後述するようにスペインで最大の教区を司牧し、莫大な額の聖職禄を有し、広大な大司教領は世俗諸侯の所領を凌駕する規模だった。しかし本論でみるように、1570年代からスペイン王権に認可された司教領の王領地への編入やその領主裁判権の売却が最も大規模に展開したのもトレード大司教領であり、王権の統治構造に組み込まれた側面も強い。このような16世紀後半のトレード教会について整理することで、スペイン王権とカトリック教会の関係の具体相を国制史の観点から示すことを本稿の課題とする。

そのために本稿は以下のように論を進める。第一節では、王権・教会関係の概要として、国王教会保護権の運用、司教任用者の性格、スペイン諸教会の財政に言及し、そのなかでトレード教会の重要性を確認する。第二節では、大司教を補佐する聖堂参事会と大司教顧問会議を中心として、トレード教会の制度を概観する。そのうえで第三節では、16世紀後半における大司教領の所領構造と、それが王権の政策によってどのように変容したかを分析し、トレード教会の国制史における位置づけを考察する。

1. スペイン君主国における王権・教会関係

(1) 国王教会保護権の確立と運用

15世紀には、司教座が空位になった際の新司教の選定について、カステーリャ王権と教皇権との角逐が続いていた³。1418年、教皇マルティ

3 15世紀から16世紀前半にかけての国王教会保護権の確立については、Azcona, Tarsicio de, "Reforma del episcopado y del clero de España en tiempos de los Reyes Católicos y de Carlos V (1475-1558)", Ricardo García-Villoslada (dir.), *op. cit.*, III-1, pp. 115-210; 林邦夫「カトリック両王の教会政策」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』34号、1983年、21-44頁。

ヌス5世とスペイン司教団が合意し、教皇庁内で司教が死亡した場合には教皇が、それ以外の場合には聖堂参事会が新司教を選ぶことが定められた。それに対してカスティーリャ王権は聖堂参事会と共同での選定を主張し、1421年に教皇も事実上、王権の介入を容認した。その一方で、アラゴン王権には同様の権限は認められなかった。

カトリック両王期にも司教選定をめぐる王権と教皇権が対立することがあったが、3つの段階を経て、スペイン王権の国王教会保護権が確立した。第一に1486年に、征服予定のグラナダ王国、カナリア諸島、プエルトレアル（1483年に両王が建設したカディス近郊の港湾都市）に建設されるすべての教会の保護がインノケンティウス8世から両王に委ねられ、その聖職者の推挙も認められた。第二に1508年には、ユリウス2世によって同様の権限がアメリカにおける全教会について認められた。そして第三に1523年に、ハドリアヌス6世によってまずパンプローナ司教座について、次いでカスティーリャ王国とアラゴン連合王国の全教会について、教会の保護と司教の推挙が認められた。これを国王教会保護権の確立とするが、この時点では教皇庁内で司教が死亡した場合の推挙は除外されていた。これも含めて王権による推挙が全面的に承認されるのは、1530年にクレメンス7世が、1536年にパウルス3世が国王教会保護権を確認したことによる。

この国王教会保護権がどのように運用されたかについては、バリオ・ゴサーロの詳細な研究がある⁴。それによると、1550年代には司教推挙の手続きが確立していたが、正式に定められたのは1588年の訓令書によってだった。司教座が空位になると、カスティーリャ王国領ではカスティーリャ枢密院（Cámara de Castilla）が、アラゴン連合王国領ではアラゴン顧問会議（Consejo de Aragón）が国王への報告書（空位になった事由、聖職禄など）を提出し、複数の候補者を提案する。国王はこれらの助言は受けるが、最終的な司教選定は国王大権にもとづいて王の一存でなされた。この推挙案が教皇庁に送付され、教皇の承認によって新司教が叙任された。教皇は基本的にはスペイン王権による推挙に同意した⁵。

4 Barrio Gozalo, Maximiliano, *El Real Patronato y los obispos españoles del Antiguo Régimen (1556-1834)*, Madrid: Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, 2004.

5 ただし教皇は、非嫡出子の推挙を拒否することや、1640年代のカタルーニャ反乱時にはスペ

バリオ・ゴサーロによると、1556年から1699年までのカスティーリヤ王国・アラゴン連合王国における司教の出身地をみると、カスティーリヤ王国の司教座では同国出身者が96.2%を占め、アラゴン連合王国出身者は2.5%に過ぎなかった。それに対してアラゴン連合王国の司教座では、同国出身者は73.2%にとどまり、カスティーリヤ出身者が26.4%を占めていた。これは、王権の基盤であったカスティーリヤ王国が司教人材の供給源としても優遇されていたことを示す。これが可能であったのは、アラゴン連合王国を構成するアラゴン王国、カタルーニャ公国、バレンシア王国では高位聖職者にその地の出身者をあてる特権・慣習が明確には定まっていなかったためであった。そのため各国の身分制議会はこれをくりかえし請願し、アラゴン王国では1626年にサラゴサ以外の司教座において同国出身者と国王の自由推挙者を交互に起用することが定められた。またバレンシア王国では、1645年にバレンシア以外の司教座では同国出身者をあてることが承認された。カタルーニャでは同様の特権は定められなかったが、カタルーニャ反乱をうけて17世紀後半には王権側の政治的配慮によって同国出身者の登用がむしろ増加した⁶。

このようにみるとスペイン王権は国王教会保護権の行使に際して、一方ではカスティーリヤ出身者をアラゴン連合王国の司教座に一定数送り込むことに成功しつつも、他方では各地の特権身分層の抵抗を前にしてその恣意的な行使は抑制され、むしろ17世紀には協調路線が強まっていくという、両義性をみせていた。多様な国制をもつ諸国を緩やかに統治するスペイン君主国の複合君主政としての性格は、国王教会保護権の運用にも影響を与えていたといえよう⁷。なおバリオ・ゴサーロによると、1700年から1834年にかけて旧アラゴン連合王国の司教座ではカスティーリヤ出身者が67.4%、旧連合王国出身者が32.1%という逆転が生じている。これはスペイン継承戦争後にアラゴン連合王国が解体され、王権が複合君主政としての政治的配慮をする必要がなくなったことを示している。

イン王権によるカタルーニャの司教推挙案をフランスの圧力を受けて承認しないこともあった。*Ibid.*, pp. 65-76.

6 *Ibid.*, pp. 45-46, pp. 134-136.

7 複合君主政については、J・H・エリオット（内村俊太訳）「複合君主政のヨーロッパ」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年、55-78頁。内村俊太「複合君主政論の射程」立石編前掲書、15-48頁。

(2) 司教任用者の性格

では、王権はどのような人材を司教に推挙したのだろうか。スペインでは、一方では15世紀後半から教会・修道会の内部からの自己刷新がみられ、他方では16世紀にトリエント公会議と前後して聖職としての適格性が強く求められた結果、司教のなかで大貴族の一門の数が大幅に減り、大学教育を受けた中小貴族や平民出身の聖職者や神学者が起用される傾向が強まった。その一方で国王教会保護権の影響により、大学で法学または神学を修めた者が聖俗の官職を遍歴して司教・大司教にまで出世する事例が増加した⁸。

フェリーペ2世の重臣、ディエゴ・デ・エスピノーサ(1512～72年)の例をみよう。セゴビア近郊の中小貴族の家に生まれた彼は、法曹官僚を輩出するサラマンカ大学サン・バルトロメ学寮で法学を学び、教会法の博士号を取得した後、シグエンサ司教区の聖職、バリャドリッド高等法院の聴訟官、ナバーラ顧問会議・カスティーリャ顧問会議の顧問官を歴任し、1565年にカスティーリャ顧問会議の議長になった。また1566年には異端審問長官、1568年にはシグエンサ司教・枢機卿を兼任し、スペイン王権の下での聖俗官職を極めたといえる⁹。ただし、このように世俗の国家・宮廷官職を兼ねることで司教の任地不在が生じることも多かった。

また大貴族子弟の起用もなくなったわけではなく、特にトレード大司教のようなカスティーリャ領の重要な司教座ではその例が多かった。国王教会保護権が確立した1523年からハプスブルク朝が断絶する1700年までのトレード大司教13名でみると、1590年代までは中小貴族または平民出身の聖職者・神学者が5代続けて起用されたが、1590年代後半からは王族や大貴族の子弟が登用された¹⁰。ただし、これを国王教会保護権の運用と

8 Rawlings, Helen, "The Secularisation of Castilian Episcopal Office under the Habsburg, c. 1516-1700", *Journal of Ecclesiastical History*, 38-1, 1987, pp. 53-79.

9 Barrio Gozalo, *op. cit.*, pp. 159-160.

10 アロンソ・デ・フォンセカ(1523～34年)、フアン・タベラ(1534～45年)、フアン・マルティネス・デ・シリセオ(1546～57年)、バルトロメ・カランサ(1557～76年)、ガスパル・デ・キローガ(1577～94年)、アルブレヒト大公(1594～98年。フェリーペ2世の甥)、ガルシア・デ・ロアイサ(1598～99年)、ベルナルド・デ・ロハス・サンドバル(1599～1618年。レルマ公の甥)、フェルナンド王子(1620～41年。フェリーペ3世の子)、ガスパル・デ・ボルハ(1645年。ガンディア公の子)、バルタサル・モスコソ・サンドバル(1646～65年。アルタミラ伯の子)、バスクアル・デ・アラゴン(1666～77年。セゴルベ公の子)、ルイス・フェルナンデス・デ・ポルトカレロ(1677～1709年。アルメ

いう観点からみれば、国王のパトロネジ行使の手段として大司教職が継続的に利用されるほどトレード教会が王権の統治構造に包摂された状態を示しているといえる。

(3) スペイン諸教会の財政

ここでは、各司教の下で運営されたスペイン諸教会の財政面を概観する。前述のように16世紀末時点でカスティーリャ王国とアラゴン連合王国には55教区があったが、同時期のイタリアでは315、フランスでは113の教区が存在していたことと比較すると、スペインの教区は相対的に規模が大きい傾向にあった¹¹。また教区ごとの面積差も大きく、最大のトレードが6万平方キロを超えて突出し、セビーリャ、クエンカ、サラゴースも2万平方キロ以上ある一方で、5,000平方キロ以下の教区も19を数えた¹²。

このような教区の規模は、司教・大司教が得る収入にも影響を与えた。バリオ・ゴサーロは司教座の収入源を、①土地・不動産の所有権に由来する地代や利用料収入、②教会十分の一税における司教取分、③その他（領主権に由来する収入や年金収入など）に分類し、16世紀後半以降の各司教座の財政動向を試算している¹³。それによると、ほとんどの司教座で②が全体の8割を占め、多くの場合は穀物等の収穫物で納められたものを市場で売却することで司教座収入になった。その試算のなかでバリオ・ゴサーロは、1566年から1599年にかけてのスペイン全体での司教座収入から教会運営経費を引いたものの推定合計値を約1336万レアル・デ・ベリオンと算出し、その半分以上を11の司教座だけで寡占していたと指摘する¹⁴。そのなかでも首位のトレード大司教座（約228万レアル・デ・ベリオン、以下単位同じ）が突出し、教皇に次ぐ聖職禄と称された。それにセビーリャ（約85万）、バレンシア（約53万）、サンティアゴ・デ・コンポステーラ（約

ナラ侯の子)。なお、カランサは1559年以降、異端審問所に拘束されていたため、その期間は大司教としての職務は果たしておらず、教会運営は後述する司教総代理が担った。

11 Rawlings, Helen, *Church, Religion and Society in Early Modern Spain*, New York; Palgrave, 2002, pp. 58-67.

12 Barrio Gozalo, *op. cit.*, p. 40.

13 *Ibid.*, pp. 257-361.

14 バリオ・ゴサーロは、同書において16世紀後半から19世紀前半にかけての司教収入の推移を考察するために、便宜上、表示単位をレアル・デ・ベリオンで統一している (*Ibid.*, p. 18)。

52万)が続き、コルドバ、クエンカ、サラゴース、シグエンサ、プラセンシア、バンプローナ、ブルゴスも40万台の収入があった。それに対してカタルーニャでは教区面積が相対的に小さいため、タラゴーナ(約15万)、バルセローナ(約8万)でも司教座財政は小規模だった。

なお、カトリック護持のために戦争をくりかえすスペイン王権に対して、教皇権はスペイン諸教会の収入を財源として財政支援を行っていた。1562年にピウス5世はガレー船艦隊を維持する名目でスペインでの聖職禄保持者の収入から毎年42万ドゥカードを王権に上納することを命じ、これは5年ごとに更新された¹⁵。また司教推挙に際しては、当該の司教座収入の3分の1を上限として、それを財源とする年金受領者を王権が決定できるようになっていた。その結果、16世紀後半には司教収入の2割程度がこの財源に設定され、王権が聖俗の個人・社団に行使するパトロネジ手段になった¹⁶。

このように司教・大司教レベルの人事・財政では、スペイン諸教会は国王教会保護権によって王権の統治構造に組み込まれつつあったといえる。ただし、アラゴン連合王国諸国では一定の政治的配慮がなされていた点にも留意したい。

2. トレード教会の制度

本節では、スペイン諸教会のなかで最大のものであったトレード教会の制度を概観する。トレード教会を統率する大司教の権限は、教会制度上、いくつかの側面に分類することができる。まず、トレード大司教が管区大司教(metropolitano)として監督するトレード教会管区には、16世紀末時点で、自らのトレード大司教区と7つの司教区が含まれた(セゴビア、シグエンサ、オスマ、クエンカ、コルドバ、カルタヘーナ、バリャドリッド)。教会管区では大司教が管区会議(concilio provincial)に司教らを招集し、そこで管区全体に関わる事柄を討議した。たとえば1565年のトレード管区会議では、トリエント公会議をうけて、司教の任地居住の原則や聖職者の資質向上が論じられた。ただし、大司教と司教は使徒の後継者とし

¹⁵ *Ibid.*, pp. 351-352.

¹⁶ *Ibid.*, pp. 363-370.

て本来は対等な立場であり、大司教区と司教区も教区としての権限は同一であった。そのため、大司教が管区内の他教区に行使できたのは一定の監督権にとどまり、教会制度としての管轄権（裁治権）を直接的に行使できたのは自らの大司教区に限られた。

そのトレード大司教区は前述のように6万平方キロを超え、新カスティーリャ地方の大部分（クエンカ司教区を除く）に相当するスペイン最大の教区であった¹⁷。この教区は本来、6名の大助祭（arcediano）が分掌する6つの大助祭分区（トレード、マドリード、グアダラハラ、タラベーラ・デ・ラ・レイナ、カラトラバ、アルカラス）に分かれ、大助祭が裁治権を大司教から委任されて教会運営を担った。ただし、大助祭は中世後期には大聖堂内の役職に転化し、16世紀には各地での実務は司教総代理（vicario general）2名（トレード、アルカラ・デ・エナレス）と司教代理（vicario）7名（マドリード、タラベーラ・デ・ラ・レイナ、シウダー・レアル、アルカラス、プエンテ・デル・アルソビスポ、ウエスカル、カソルラ）に移っていた。また典礼や巡察については補佐司教（obispo auxiliar）2名（トレード、マドリード）が大司教を補佐した。さらに、28名の首席司祭（archipreste）、800名前後の教区司祭が配され、階層状の教会組織を形成した。また、教区のひとつであるトレード大司教区は教区会議（sínodo diocesano）の単位でもあった。

しかし、トレード大司教は近世には任地の聖堂に不在であることが多かった。異端審問所に拘束されたバルトロメ・カランサ（在任1557～76年）は例外としても、イタリア会議議長、異端審問長官、國務会議顧問官を歴任したガスバル・デ・キローガ（在任1577～94年）のように、威信の高いトレード大司教は宮廷の頭職を兼ねることが常態であったためである。そこで大司教に代わって聖堂と教区の運営を担ったのが、トレード聖堂参事会（Cabildo）であった。

17 本節で扱うトレード大司教区の諸制度については、Gutiérrez García-Brazales, Manuel, “El Consejo de la Gobernación del Arzobispado de Toledo”, *Anales toledanos*, 16, 1983, pp. 63-138; Fernández Collado, Ángel, “Jerarquía e instituciones eclesíásticas”, Francisco García González (coord.), *Castilla-La Mancha en la Edad Moderna*, Ciudad Real; Ediciones de Castilla-La Mancha, 2004, pp. 213-235; Idem, *La catedral de Toledo en el siglo XVI*, Toledo; Ediciones de la Universidad de Castilla-La Mancha, 1999; Idem, *Historia de la Iglesia española. Edad Moderna*, Toledo; Instituto Teológico San Ildefonso, 2007, pp. 191-222.

聖堂参事会は、都市トレードの再征服（1085年）直後から存在したが、その構成員が定まったのは13世紀前半であった。その議決権は、14名の顕職衆（*dignidades*）と40名の聖堂参事会員（*cánonigo*）が有した。顕職衆とは、聖堂参事会長、聖歌隊長、神学教授、宝物庫長などの大聖堂そのものの役職者8名と、前述の大助祭6名からなる。この聖堂参事会の権能は大聖堂自体、教区内の諸教会、大聖堂に付属する諸施設に及び、人事や典礼を司った。なお財源としては、教会十分の一税の聖堂参事会収取分、タホ川北岸・トレード市内における不動産収入、聖堂参事会固有の所領4村落からの領主権収入などがあった¹⁸。

聖堂参事会は、トレード市内にある教育機関や施療院も管轄した。教育機関としては、聖職者としての基礎的な修養を積む幼年学院、その卒業生が進むサンタ・カタリーナ学院、そして女子学院が設けられた。サンタ・カタリーナ学院は1521年にレオ10世によって学位授与権をもつ教皇立大学に改組され、自由学芸、神学、法学、医学を教授することを認められた。

また聖堂参事会が管轄する施療院としては、病人や捨て子を200名収容できるサンタ・クルス施療院が規模は最大であったが、「狂人（*loco*）」を対象としたヌンシオ施療院も注目される。16世紀の都市年代記によると、同院は「あらゆる病のなかで最も厳しく、不治の病である狂気（*locura*）を治療する」ことを目的とし、50名の収容が可能だった。聖堂参事会は、ある人物が「狂気」だと申し立てられると、その真偽を見定め、受け入れが可能かを議論した¹⁹。その実態は不明な点が多いが、一般的な意味での看護や救貧とはあきらかに異なる目的の施療院であった。

その一方で、16世紀には教会行政の実務は大司教顧問会議（*Consejo Arzobispal, Consejo de la Gobernación*）が担うようになっていた。同会議は13世紀から存在していたが、16世紀後半に大司教の代理機関としての地位を確立し、その裁治権を代行した。その議長（*presidente*）1名、顧問（*oidor*）4名、事務役職者2名には、大司教が教会法に知悉した者を任命した。この顧問会議は、教会行政上、司教総代理や司教代理よりも上

18 Montemayor, Julian, *Tolède entre fortune et déclin (1530-1640)*, Limoges; Presses Universitaires de Limoges, 1996, pp. 319-323.

19 Alcocer, Pedro de, *Historia o descripción de la Imperial Ciudad de Toledo*, Toledo, 1554, ff. CXX-CXXI.

位にあり、これらの聖職者が行使した教会裁判権についての上訴審として機能した。また、次節でみる大司教を領主とするトレード大司教領に派遣されていた領主代官 (corregidor) が代行する領主裁判権法廷からの上訴審でもあり、大司教顧問会議は聖俗の権能に関して大司教を補佐・代理する実務機関であった。ただし、その構成員 5 名のうち 3 名は聖堂参事会員の兼任と定められただけでなく、前稿でみたように聖堂参事会自体もスペイン王権の軍事行動や王家の慶弔に際しての祈願・祝福のための宗教行列を積極的に行うなど、大司教顧問会議と並んで活発に活動していた²⁰。

前節でみたように、16 世紀には国王教会保護権によってトレード大司教職はスペイン王権の統制下に入っていたといえる。しかし本節でみた聖堂参事会と大司教顧問会議には、基本的に自律的な活動が許されていた。教会の保護と司教の推挙のための国王教会保護権があるとはいえ、トレード教会というスペイン最大の教会組織そのものの内側にまでは王権は直接的な介入はほとんど行わなかったといえよう。しかしそれとは対照的に、次節でみるトレード大司教領に関しては、王権は強力な介入を行うことになる。

3. 16 世紀後半におけるトレード大司教領とその変容

(1) 大司教領の所領構造

トレード大司教が世俗的な意味で治める大司教領は、新カスティーリャ地方北部とアンダルシーアの一部に展開していた。本稿では大司教領の大部分が集中した前者をとりあげる。まず、司教領を含めてカスティーリャ王国における所領構造の基盤となっていた、「都市と属域の共同体 (Comunidad de Villa y Tierra)」と呼ばれる社団編成を確認しておきたい (以下、地域共同体と表現する)²¹。

中世カスティーリャでは再征服後の植民推進のために、首座都市 (法的

20 前掲「カトリック君主国の都市祭典」23 頁。

21 Martínez Díez, Gonzalo, *Las comunidades de villa y tierra de la Extremadura castellana*, Madrid; Editora Nacional, 1983; Idem, “Estructura administrativa local en el naciente reino de Toledo”, VV. AA., *Estudios sobre Alfonso VI y la reconquista de Toledo*, t. II, Toledo; Instituto de Estudios Visigótico-Mozárabes, 1988, pp. 43-162; 芝修身『近世スペイン農業』昭和堂、2002 年、21-29 頁。

な称号としては“ciudad”または“villa”)に周辺地域が与えられ、首座都市はそこに建設された属村(aldea)に対して集团的な領主権力を行使し、土地所有権や上級裁判権にもとづいて属村群を支配した。その一方で、首座都市の市場機能や牧草地・共有地などの共同利用によって、属村との間には社会経済的な一体性が育まれた。地域共同体とは、このような首座都市と属村という社団間関係にもとづく在地社会の編成単位を表す。新カスティーリャ地方の王領地では、トレード、マドリード、グアダラハラなどの地域共同体に多くの属村が含まれた。領主所領でも、首座都市が社会経済的には大規模集落にとどまる場合が多かったが、法制的な構造は同じであり、地域共同体は王領地と聖俗領主所領の基礎単位になっていた。

トレード大司教領も、大司教に王権から各地の地域共同体が下賜されることで形成された²²。そのなかでもタラベラ・デ・ラ・レイナ(以下、タラベラ)とアルカラ・デ・エナレス(以下、アルカラ)の地域共同体はそれぞれ50属村、25属村を含み、大司教領の二大拠点となった。さらにウセーダ、タラマンカ、ブリウエガなどの中小の地域共同体が大司教領を構成し、地域共同体ごとに分散しているものの、150程度の村落を有するカスティーリャ王国最大の領主所領を形成していた。

そのなかでも最大のタラベラ地域共同体を例として、所領構造をみてみよう。首座都市タラベラは1085年に再征服され、当初は王領地都市であったが、1369年にエンリケ2世によってトレード大司教ゴメス・マンリケに下賜された。それ以降、19世紀前半の領主制廃止まで大司教領として存続した²³。1575年から1580年に王権が実施した『地誌報告書(Relaciones topográficas)』収集事業では、その属村のうち35村が報告書を提出している²⁴。それによると16世紀後半のタラベラ共同体は、首

22 Martínez Díez, *op. cit.*, “Estructura...”, pp. 82-86.

23 Suárez Álvarez, María Jesús, *La villa de Talavera y su tierra en la Edad Media (1369-1504)*, Oviedo; Universidad de Oviedo, 1982.

24 García López, Juan Catalina y Pérez Villamil, Manuel (eds.), *Relaciones topográficas de España. Relaciones de pueblos que pertenecen hoy a la provincia de Guadalajara*, 6 tomos, Madrid; Real Academia de la Historia, 1903-1915; Viñas y Mey, Carmelo y Paz, Ramón (eds.), *Relaciones histórico-geográfico-estadísticas de los pueblos de España hechas por iniciativa de Felipe II. Reino de Toledo*, 3 tomos, Madrid; CSIC, 1951-63; Alvar Esquerra, Alfredo (ed.), *Relaciones topográficas de Felipe II. Madrid*, 3 tomos, Madrid; CSIC, 1993. 『地誌報告書』は新カスティーリャ地方全体で収集されたが、本稿ではトレード大司教領が所在した上記3地域のものを用いる。この事業の背景と全体像については、内村俊太「16世

座都市タラベーラが2,000世帯、35属村の合計が4,122世帯であり、報告書を提出していない属村を除いても6,000世帯以上の人口規模であった。

所領構造について、これらの35村は首座都市タラベーラの属村であると報告する一方で、領主であるトレード大司教に派遣されてタラベーラの都市参事会を主宰する領主代官 (corregidor) が領主裁判権を代行し、属村役人を任命していると述べている。たとえばカンピーリョ村 (130世帯) は、「この村の家長が村の判事 [の法廷—筆者補足、以下同じ] から上訴した訴訟は、タラベーラの司法役人 [である領主代官] の下に行きます。そこから上訴すると、大司教様のお裁き [を司る大司教顧問会議] の下に行き、高等法院に上訴した者はバリャドリードのそれに行きます」と報告している²⁵。ここから、上訴体系が、①属村としての自治法廷、②首座都市の裁判権と一体化した領主代官による領主裁判権一審法廷、③大司教顧問会議による領主裁判権二審法廷、④高等法院での国王裁判権法廷、と理解されていたことがわかる。最終審として国王裁判権法廷 (高等法院またはカスティーリャ顧問会議) が存在することは属村レベルでも認識されていたが、まずはトレード大司教の領主裁判権に服することが前提であることは属村側にも理解されていた²⁶。カラスカレホ村 (70世帯) は、「この村と、この村が従うタラベーラの裁判権はトレード大司教様のものであり、大司

紀スペインにおける修史事業』『上智大学外国語学部紀要』50号、2016年、201-226頁。また、我が国でも五十嵐一成氏がこの史料を用いて先駆的な研究を行っている (五十嵐一成「16世紀カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」『史学雑誌』84-7号、1975年、1-38頁。同「16世紀後半の新カスティーリャにおける領主制の構造」『土地制度史学』70号、1976年、40-55頁)。そこでもトレード大司教領について個別の村落に言及されることはあるが、本稿では地域共同体の概念を用いながら、所領構造とその変容をより具体的・立体的に考察する。タラベーラ地域共同体のうち『地誌報告書』を提出したのは、首座都市タラベーラと以下の35属村。Las Abiertas, Alcaudete, Aldeanueva de Balbarroyo, Belvis, Brugel, Calera, Campillo, Carrascalejo, El Casar, Castaña, Cazalegas, Cerralbo, Chozas, Cobisa, Corralrubio, El Espinoso, Estrella, Fuentelapino, Gamonal, Las Herencias, Illán de Vacas, Lucillos, Mañosa, Montearagón, Navalmoral, Pepino, Peraleda, Puebla Nueva, Puerto de San Vicente, Robledo del Mozo, San Bartolomé de la Raña, Sevilleja, Torlamora, Torrecilla, Villanueva del Horcajo。ただしCerralbo村ではエスカローナ公が共同領主であり、同公領の首座都市エスカローナにも従属した (Viñas y Mey y Paz (eds.), *op. cit.*, t. I, p. 300)。

25 Viñas y Mey y Paz (eds.), *op. cit.*, t. I, p. 205.

26 カスタニャル村 (160世帯) では上訴先として「トレード、バリャドリード、国王顧問会議 (consejo real)」があると報告されている (*Ibid.*, t. I, p. 272)。

教様はこれらにおいて聖と俗の事柄についての最高の裁判権、[民事・刑事に及ぶ] 十全たる命令権を有しておられます」と報告している²⁷。

このような所領構造はアルカラ地域共同体でも 16 世紀中頃までは同様のものであった。たとえばアンチュエロ村 (70 世帯) は次のように報告し、上訴体系についてタラベーラ地域共同体と同じ認識を示している。「毎年 10 月の聖マルティヌスの日に村会が任じる判事 (jurado) がおり、100 マラベディ [に相当する訴訟] までは裁きますが、それ以上のときは、この村の上級の判事である、アルカラにおられる領主代官 (corregidor) 殿の下に参ります」、[「さらに」] 上訴の場合には……トレードにいる大司教顧問会議議長 (gobernador general) 殿の下に行きます。1 万マラベディ以上の負債に関してトレードからさらに上訴する場合には……バリャドリッド高等法院に行きます」²⁸。

以上のように領主としてのトレード大司教は、タラベーラでもアルカラでも地域共同体の首座都市・属村群の社団編成を前提とし、そのうえに、両都市に任命した領主代官、トレードでの大司教顧問会議という上訴体系を整え、大司教領を統治していた。その裁判体系は大司教領の内部では完結せず、国王裁判権がその上位に位置してはいたが、社団を活用しながら広大な領域を体系的に統治する所領構造が展開していたといえる。

(2) 16 世紀における教会関連所領の変容

しかし、このようなトレード大司教領は 16 世紀後半に大きく変容する。16 世紀にプロテスタント勢力やオスマン帝国との戦いが続くなか、教皇権は宗教騎士団領、修道院領、司教領などをスペイン王権に譲渡し、王領地への編入やその後の領主裁判権の売却を含む自由処分権を与えていった²⁹。宗教騎士団 (サンティアゴ、カラトラバ、アルカンタラ) 領はフェルナンド 2 世がそれぞれの総長に就任することですでに事実上の王領地

27 *Ibid.*, t. I, p. 240.

28 Alvar Esquerro (ed.), *op. cit.*, vol. I, pp. 94-95.

29 Moxó, Salvador de, "Las desamortizaciones eclesiásticas del siglo XVI", *Anuario de historia del derecho español*, 31, 1961, pp. 327-362; Idem, *Los antiguos señoríos de Toledo*, Toledo; Instituto Provincial de Investigaciones y Estudios Toledanos, 1973; Nader, Helen, *Liberty in Absolutist Spain. The Habsburg Sale of Towns, 1516-1700*, Baltimore; Johns Hopkins University Press, 1990. 我が国での研究としては註 24 にある五十嵐一成の論文を参照。

になっていたが、1529年に4万ドゥカード分を上限として自由処分権が王権に与えられ、王権への譲渡が始まった。以降、宗教騎士団領（1548、59、70年）や、ベネディクト会・アウグスティヌス会・ヒエロニムス会の修道院領4万ドゥカード分（1551年）の自由処分権が歴代教皇によって与えられ、最終的には1574年にグレゴリウス13世によって司教領でも認められた。その結果、騎士団領は1530年代から主に新カスティーリヤ地方南部で、司教領は1570年代後半からカスティーリヤ王国各地（トレード、セビーリヤ、サンティアゴ・デ・コンポステーラ、セゴビア、クエンカ、シウダー・ロドリゴ、レオン、サモラ、パレンシア、ハエン、シグエンサ、オビエド、アビラ、コリア、オスマの各司教領・大司教領）で王領地への編入・領主裁判権の売却が展開した。

この現象は、スペイン王権の財政手段や近世領主制を解明するてがかりとして研究者の注目を集めてきた。特にモクソーは司教領の典型としてトレード大司教領に注目している。ただし、これらの研究では社団ごと、あるいは地域共同体ごとの現象として言及されているため、大司教領が総体として所領構造をどのように変化させたかという問題意識は希薄である。したがって本稿では、この現象が進行するなかで作成された『地誌報告書』を史料とし、トレード大司教領がどのような変化を遂げたかをみていきたい。

(3) タラマンカ地域共同体の変容

まず、この現象の具体相を示すために、比較的小規模なタラマンカ地域共同体をとりあげる。マドリード市の北方にある同地域共同体に属していた社団のなかで、『地誌報告書』を提出したのはタラマンカを含めて5つである³⁰。首座都市タラマンカ(villa de Talamanca)も350世帯ほどの規模であり、タラベラやアルカラと比較すると小規模な地域共同体であった。

このタラマンカ地域共同体は、すでに『地誌報告書』が書かれた時点で、地域共同体としても大司教領としても解体過程が進んでいた。属村だった

30 Talamanca, Alalpardo, Zarzuela, Valdeterros, El Casar. なおタラマンカの報告では、さらに2つの社団(Valdepiélagos, El Vellón)がタラマンカ地域共同体に属していたことが言及されている(Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.*, vol. II, p. 744)。

バルデトレス（95世帯）は、「この村がトレード大司教のものであった63年に町（villa）となり」、「79年8月に、国王陛下の顧問会議に属し、陛下のお許しによって会計官である、いとも高貴なるフランシスコ・デ・ガルニカ殿がこの町を領されました」と報告している³¹。つまり、大司教領時代であった1563年に首座都市タラマンカから独立し、1579年には領主裁判権が売却されたことになる。首座都市からの独立とは、属村だった社団の法的な地位を首座都市と同格の“villa”とし、法制上の従属関係を断ち切る措置である。これによって1563年以降、バルデトレスはタラマンカから独立してその地域共同体を離脱し、大司教領の“villa”としてタラマンカと対等な立場になった。このように独立した旧属村は、史料上では首座都市からの支配を「免れた町（villa eximida）」と呼ばれた（以下、独立村落と表記する）。しかし、史料に明記されていないが1579年までに王領地に一旦編入されたうえで、同年に財務顧問会議の会計官であるフランシスコ・デ・ガルニカ（1526～90年）に領主裁判権が売却され、世俗所領になった³²。

ほぼ同じ現象がエル・カサル（350世帯）でも起きていた。その『地誌報告書』では、今は「町（villa）です。それは16年前に首座都市タラマンカとその裁判権から免除され、切り離された時からです」と、1564年頃に独立村落になったと述べている。そして「大昔はトレード大司教の領民でした。[陛下の]承認を得てこの町はタラマンカから分離し、[その見返りとして]国王陛下に263万マラベディをお納めしました。[しかしこの報告書の]5ヶ月ほど前に国王陛下はこの町をお売りに（vendió）なりました。国王陛下の命によりこれを領有されているのはカルロス・ネグロン学士殿であり、現在はこの方を領主としています」と、報告している。ここからは、タラマンカからの独立のために国王に奉仕金を納めて王領地の独立村落になったにもかかわらず、1580年初頭にインディアス顧問会議の財務官カルロス・ネグロン（1507～83年）に領主裁判権が売却されたことがわかる³³。

31 Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.*, vol. II, pp. 792-793.

32 ガルニカの履歴については王立歴史アカデミアのサイトを参照した [http://dbe.rah.es/biografias/40056/francisco-de-garnica (最終閲覧2019年9月17日)]

33 García López y Pérez Villamil (eds.), *op. cit.*, t. VI, pp. 104-105. ネグロンについては http://dbe.rah.es/biografias/75948/carlos-negron (最終閲覧2019年9月17日)

さらに、これらの属村を失ったタラマンカ自体もすでに大司教領ではなかった。その『地誌報告書』では、「以前はトレード大司教殿のものでございました。5、6年前でしょうか、国王陛下がこの町をそのお名前の下で領有することを命じられ、2年間にわたって領有なさいました。その後、アウニョン侯爵殿が領有するように命じられ、現在は彼が領し、その代官(justicia)を任じています」と述べられている³⁴。つまり、1575年頃に大司教領から王領地に編入されたが、1577年頃に財務顧問会議の財務官アウニョン侯メルチョール・デ・エレーラ(1524頃～1600年)に売却され、世俗所領になっていたのである³⁵。なお、タラマンカにはまだ3つの属村(アラルパルド、サルスエラ、バルデビエラゴス)が残っていることが報告され、前2者(100世帯、65世帯)はそれぞれの『地誌報告書』でアウニョン侯に売却されたこと、領主代官がタラマンカに所在していることを述べている³⁶。

したがって1580年代までには、かつてトレード大司教領の一翼を担っていたタラマンカ地域共同体に属していたすべての社団が大司教領ではなくなっていた。まず1560年代に2属村が独立村落とされた時点で、地域共同体の規模は縮小していた。それにくわえて司教領の自由処分を教皇が認めた直後の1570年代後半には、タラマンカ自体を含めてすべての社団が、一旦王領地に編入されたうえで、王権に仕える3名の財務官僚に売却されて世俗所領になっていた。タラマンカ地域共同体は縮小したうえでアウニョン侯領として存続していたにすぎなかった。

同じような現象は、タラマンカの北東にある大司教領のウセーダ地域共同体でもみられた。1575年に地域共同体のまま王領地に編入されたうえで、1579年には、王権に資金を貸し付けていたディエゴ・メシア・デアピラという人物にその代償として譲渡された。それに対して首座都市ウセーダは、王権への奉仕金納入による王領地復帰を試み、1593年に達成した。しかしその過程で共有地の利用権をめぐって属村と対立したウセーダは困窮化していき、最終的にはフェリーペ3世に寵臣レルマ公の子息

34 Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.*, vol. II, p. 738.

35 アウニョン侯については、<http://dbe.rah.es/biografias/29408/melchor-de-herrera-y-rivera> (最終閲覧2019年9月17日)

36 Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.*, vol. I, pp. 29-30; vol. II, p. 744; vol. II, p. 938.

が領主裁判権を購入してウセーダ公を称することになる³⁷。

またモクソーによると、新カスティーリャ地方に散在する他の大司教領（ラ・グアルディア、ブリウエガ、ピリャムエラス、イリエスカス、プエンテ・デル・アルソビスポなど）も1570年代から1580年代にかけて王領地編入され、その多くで領主裁判権が売却された。ただしブリウエガだけは、1585年に王領地に編入されたものの、社団側が大司教領への復帰をめざし、1604年に成功している³⁸。

以上のように大司教領では、1570年代後半からの短期間のうちに、小規模な地域共同体が王領地化されたことがわかる。在地社会の観点からは、それと連動する社団間関係の変化（地域共同体の法制面での解体・縮小）や世俗所領化も重要ではあるが、王領地編入の時点で大司教の領主権は消滅していることに注目したい。トレード教会に対する王権の最も直接的な介入は、このような小規模な大司教領でなされていたのである。

(4) トレード大司教領の変容と持続

大司教領の重要拠点であったアルカラ地域共同体でも、属村の独立が展開していた。中世に属村であった社団のうち、『地誌報告書』を出したのは18の属村・独立村落であった（首座都市アルカラ自体は提出せず）。このうち、アルカラの属村はもはや5村にすぎず、13村は独立村落になっていた（1554～65年）³⁹。またネイダーによると、この時点で属村だった社団のうち4つがその直後に独立したとされる（1578～83年）⁴⁰。つまり約30年間でほぼすべての属村が首座都市からの独立を達成したのである。たとえばバルディレチャ（200世帯）は、1世帯あたり6,500マラベディを王権に上納することでアルカラからの独立を勝ち取った（1556年）ことを報告している⁴¹。

このように地域共同体としてほぼ解体するなかで、かつてそれに属して

37 Moxó, *op. cit.* “Las desamortizaciones...”, pp. 352-353; Nader, *op. cit.*, pp. 174-175.

38 Moxó, *op. cit.*, *Los antiguos señoríos...*, pp. 197-204; Idem, *op. cit.* “Las desamortizaciones...”, pp. 352-355.

39 属村は Anchuelo, Arganda, Camarma de Esteruelas, Los Hueros, Pozuelo de Torres. 独立村落は Ajalvir, Campo Real, Carabaña, Loeches, El Olmeda, Orusco, Pezuela, Tielmes, Torrejón de Ardoz, Valdilecha, Valverde, Villalvilla, Villar.

40 Nader, *op. cit.*, pp. 220-221.

41 Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.*, vol. II, p. 800.

いた社団は複雑な道をたどることになった（表参照）。『地誌報告書』の内容と先行研究の成果を総合すると、首座都市アルカラとその1属村（カマルマ・デ・エステルエラス）はそのまま大司教領にとどまった。17の独立村落のうち、3つ（ポスエロ・デ・トレス、バルベルデ、ビリャール）も大司教領として存続した。その一方で、14の独立村落は王領地に編入された（1575～83年）。そのうち、4つ（ティエルメス、トレホン・デ・アルドス、バルディレチャ、ビリャルビリャ）はそのまま王領地の独立村落としてとどまったが、残り10の独立村落では領主裁判権が売却された（1576～85年）。さらに、売却された10の独立村落のうち4つ（アハルビル、アルガンダ、エル・カンポ・レアル、エル・オルメーダ）は国王への奉仕金納入によって王領地への復帰に成功している（1578～84年）。

表 1585年時点の旧アルカラ地域共同体

社団名	世帯数	社団の地位	領主の種類
Camarma de Esteruelas	100	アルカラ属村	トレード大司教領
Ajalvir	124	独立村落	王領地（復帰）
Anchuelo	70	独立村落	世俗所領
Arganda	500	独立村落	王領地（復帰）
El Campo Real	550	独立村落	王領地（復帰）
Carabaña	220	独立村落	世俗所領
Los Hueros	47	独立村落	世俗所領
Loeches	300	独立村落	世俗所領
El Olmeda	記載なし	独立村落	王領地（復帰）
Orusco	68	独立村落	世俗所領
Pezuela	230	独立村落	世俗所領
Pozuelo de Torres	210	独立村落	トレード大司教領
Tielmes	60	独立村落	王領地
Torrejón de Ardoz	220	独立村落	王領地
Valdilecha	200	独立村落	王領地
Valverde	60	独立村落	トレード大司教領
Villalvilla	120	独立村落	王領地
Villar	110	独立村落	トレード大司教領

出所：Alvar Esquerria (ed.), *op. cit.* の各報告、Nader, *op. cit.*, pp. 220-221. の情報を総合

したがって17の独立村落の最終的な帰属としては、大司教領にとどまったものは3つ、世俗所領化されたものは6つ、王領地に属することになった

ものは8つということになる。アルカラ地域共同体はほぼすべての属村の独立によって解体し、大司教領としても大半の独立村落が王領地に編入された時点で所領規模は大きく縮小した。ここでも在地社会の観点からはその後の領主裁判権の売却や、王領地復帰が重要な意味をもつが、前項でみたタラマンカなどの事例と比較すると、大司教領の二大拠点都市のひとつであったアルカラそのものは大司教領にとどまった点が注目される。ここでは、大司教の領主権は王権によって強く脅かされながらも、一定の持続力をみせているのである。

それがより端的に現れたのがタラベラ地域共同体である。ここでは、人口が1万人に近いと推定される大司教領最大の都市であるタラベラ自体だけでなく、ほぼすべての属村が旧来の地位（タラベラの属村としてトレード大司教領）にとどまったのである（エル・エスピノーソ村だけは、大司教領のまま独立村落となった⁴²⁾）。したがって、トレード大司教領を全体としてみると、大司教の領主権が全面的に失われた地域（タラマンカなど）や、首座都市は大司教領として残されたが大半の旧属村で領主権が失われた地域（アルカラ）だけでなく、無傷で存続した地域（タラベラ）もあり、地域的な偏差が大きいことがわかる。

このような差異の原因は『地誌報告書』史料からだけでは分からないが、先行研究でも指摘されているように、領主裁判権の購入層に国王財務官僚が多いことが注目される。たとえばタラマンカを購入したアウニョン侯メルチョール・デ・カノは、1570年代からカラトラバ騎士団領も購入しており、侯爵号は購入した旧騎士団領にちなむ⁴³⁾。彼らにとって領主となることは身分制的社会構造の階梯を昇ることであったが、彼らが好んで購入した旧トレード大司教領は地理的には宮廷都市マドリッドから50キロ圏内に集中している。それに対して、タラベラ地域共同体は100キロ以上離れているため、宮廷人にとって魅力的とはいえない。そのため同じトレード大司教領とはいえ、王権にとっては、領主裁判権の売却と連動することが多かった王領地への編入をタラベラ地域共同体で行う動機づけにとぼしかった可能性が想定できるだろう。

いずれにせよ、中世にはカスティージャ王国最大の領主所領であったト

42 Nader, *op. cit.*, p. 220.

43 Moxó, *op. cit.*, “Las desamortizaciones...”, pp. 342-343.

レード大司教領は、16世紀後半には地域的な偏差がありながらも大きく縮小したのである。

おわりに

本稿の内容を確認すると以下ようになる。まずスペイン諸教会に対する国王教会保護権に関しては、司教推挙は原則として王権の自由になり、司教職は聖俗両面での法曹官僚の経歴としての性格を帯びようになり、財政面でも司教座は王権の統制を受けるようになった。ただし、アラゴン連合王国では複合君主政としての現実的な政治上の配慮がなされ、国王教会保護権はかならずしも恣意的に運用されたわけではなかった。そのようなスペイン諸教会のなかで、トレード教会では大司教を頂点とする階層状の教会組織が存在し、聖堂参事会と大司教顧問会議がその運営・統治にあっていた。王権は、16世紀末からは大司教推挙をパトロネジ手段として利用した一方で、日常的な内部運営にまでは介入したとはいえない。その一方で1570年代後半以降には、主に宮廷都市マドリードの近在にある大司教領の多くが王領地に編入され、地域的な偏差はあるものの大司教領の規模は大幅に縮小し、地域共同体全体において大司教の領主権が失われた例もあった。

これを王権と教会の関係として捉えると、王権による介入が特に顕著であったのが、教皇が勅書で認可した国王教会保護権や司教領の自由処分権という、教会法上の明確な根拠がある局面であることがわかる。そのような局面では、トレード教会はもはや教会組織として自立してはおらず、国家教会化のなかで王権を頂点とする統治構造に組み込まれていたといっただよい。その一方でトレード教会を、都市や地方、あるいはギルドなどのような社団の一種とみなせば、中間権力を担う聖堂参事会や大司教顧問会議による日常的な運営のレベルでは王権がほとんど介入しないことも、王権と社団の関係としては一般的なものと考えることができる。したがって、王権による統制に服するという意味ではトレード教会の国家教会化は進展しているといえるが、王権による統治は完全に恣意的なものというわけではなく、トレード教会も他の社団と同じく、統治の客体となりつつも特権的な自治団体として自律性を保っている側面も軽視できない。いわば、近

世国家のなかで社団として位置づけられるほどには国家教会化が進み、教会法上の明確な根拠がある局面では王権による強い統制を受ける一方で、国家教会化が進むなかでも社団としては一定の自律性は確保されているという、経路や局面に応じた濃淡のあるものとしてスペイン王権とトレード教会の近世的な関係を実態に即して認識する必要がある。

ただし、トレード教会はスペイン諸教会のなかで最大のものではあるが、本稿はあくまでひとつの個別事例の検討にとどまる。また、トレード教会は教区内に宮廷都市マドリッドが存在するという、王権との関係を考察する点では特殊な条件も抱えている。したがって、トレード以外のスペイン諸教会、とりわけ複合君主政の観点からいえばアラゴン連合王国の諸教会についての考察を進めることによって、スペイン王権とカトリック教会の関係をより総合的に分析していくことを今後の課題としたい。